熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業
実施方針及び要求水準書（案）　修正箇所一覧表

実施方針及び要求水準書（案）の修正事項について以下に示します。（「頁」欄は旧資料の頁、新資料の頁の順に掲載しています。）

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
1	実施方針	前文						本事業に関し、ＰＦＩ法に準じて特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、	本事業に関し、ＰＦＩ法に準じて特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、
2	実施方針	用語の定義					本事業	「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業」をいう。	【削除】
3	実施方針	用語の定義					市	熊谷市をいう。	【削除】
4	実施方針	用語の定義					既存施設	【新規】	解体建物等、既存外周フェンス等及び既存樹木の総称をいう。既存建物 、既存外周フェンス等及び既存樹木の対象は要求水準書に従う。
5	実施方針	用語の定義					ＰＦＩ法	平成１１年７月に制定された、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をいう。	【削除】
6	実施方針	用語の定義					設計JV	【新規】	本施設の設計を行う者による共同企業体をいう。設計を行う者が１者の場合は設計企業と読み替える。
7	実施方針	用語の定義					解体JV	【新規】	既存施設の解体及び造成を行う者による共同企業体をいう。解体及び造成を行う者が１者の場合は解体企業と読み替える。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
8	実施方針	用語の定義					建設JV	本施設の設計を行う者と本施設の建設を行う者による共同企業体をいう。設計を行う者と建設を行う者が同一企業の場合を含む。	本施設の建設を行う者による共同企業体をいう。建設を行う者が１者の場合は建設企業と読み替える。
9	実施方針	用語の定義					解体企業	【新規】	既存施設の解体及び造成を行う企業又は法人をいう。
10	実施方針	用語の定義					設計委託契約	【新規】	本事業の設計の実施のために、基本契約に基づき、市と設計ＪＶが締結する契約をいう。
11	実施方針	用語の定義					解体工事請負契約	【新規】	本事業の解体・造成の実施のために、基本契約に基づき、市と解体ＪＶが締結する契約をいう。
12	実施方針	用語の定義					建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設ＪＶが締結する契約をいう。	本事業の建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設ＪＶが締結する契約をいう。
13	実施方針	用語の定義					特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の総称をいう。	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の総称をいう。
14	実施方針	用語の定義					解体業務	【新規】	既存施設の解体及び造成をいう。
15	実施方針	用語の定義					建設業務	【新規】	建設工事業務、備品調達・設置業務及び完成後業務をいう。
16	実施方針	２⇒２	第１	１	（５）	-	-	当該手続により選定された事業者（設計・建設を担う建設ＪＶ及び応募者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立するＳＰＣ）	公募により選定された事業者(設計を担う設計ＪＶ、解体・造成を担う解体ＪＶ、建設を担う建設ＪＶ及び応募者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立するＳＰＣ）
17	実施方針	２⇒２	第１	１	（６）	イ	―	【新規】	市は、基本契約に基づいて、設計ＪＶと本事業に係る設計委託契約を締結する。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
18	実施方針	2 ⇒ 2	第１	1	（６）	ウ	－	【新規】	市は、基本契約に基づいて、解体ＪＶと本事業に係る解体工事請負契約を締結する。
19	実施方針	2⇒ 2	第１	1	（６）	エ⇒カ	－	基本契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約
20	実施方針	4⇒ 4	第１	1	（８）	ア	（イ）	【新規】	解体・撤去工事業務（造成工事を含む）
21	実施方針	5⇒ 5	第１	1	（９）	ア	－	【新規】	設計業務に係る対価 市は、設計ＪＶが実施する設計業務に係る対価について、設計委託料として設計ＪＶに支払う。
22	実施方針	5⇒ 5	第１	1	（９）	イ	－	【新規】	解体業務に係る対価 市は、解体ＪＶが実施する解体業務に係る対価について、解体工事請負代金として解体ＪＶに支払う。
23	実施方針	5⇒ 5	第１	1	（９）	ア⇒ウ	－	設計及び建設業務に係る対価 市は、建設ＪＶが実施する設計及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設ＪＶに支払う。支払いは基本的に出来高に応じて支払う。	建設業務に係る対価 市は、建設ＪＶが実施する建設業務に係る対価について、建設工事請負代金として建設企業に支払う。 なお、本事業では、地方債、子ども・子育て支援整備交付金（(仮称）新石原児童クラブ分）の活用を想定している。
24	実施方針	5⇒ 5	第１	1	（９）	カ⇒ク	－	事業者は「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けること。	事業者は「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」等に基づく地域子育て支援拠点事業所の運営に係る補助金の交付を受けることとする。
25	実施方針	5⇒ 5	第１	1	(10)	－	－	特定事業契約の仮契約の締結：令和４年 11 月下旬	【削除】
26	実施方針	5⇒ 5	第１	1	(10)	－	－	特定事業契約に係る議会議決（本契約締結）：令和４年 12 月	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持管理・運営委託契約に係る本契約締結及び建設工事請負契約の仮契約締結：令和４年 12 月

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
27	実施方針	5⇒5	第１	1	（10）	－	－	【新規】	建設工事請負契約に係る議会議決（本契約締結）：令和６年６月下旬
28	実施方針	5⇒5	第１	1	（10）	－	－	設計及び建設期間：令和５年１月～令和７年 12 月	設計及び解体期間：令和５年１月～令和７年 12 月
29	実施方針	5⇒5	第１	1	（10）	－	－	【新規】	建設期間：令和６年６月～令和７年 12 月
30	実施方針	5⇒6	第１	1	（10）	－	－	【新規】	建設工事業務のうち、計画通知を要する施設を除く外構工事業務は、事業者の提案に基づき開業準備に支障のない範囲で業務期間を令和８年３月までとすることも可とする。
31	実施方針	8⇒9	第３	2	（１）	－	－	特定事業契約の仮契約の締結：令和４年 11 月	【削除】
32	実施方針	8⇒9	第３	2	（１）	－	－	特定事業契約の本契約締結：令和４年 12 月	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持管理・運営委託契約の本契約締結及び建設工事請負契約の仮契約締結：令和４年 12 月
33	実施方針	8⇒9	第３	2	（１）	－	－	【新規】	建設工事請負契約の本契約の締結：令和６年６月下旬
34	実施方針	10⇒11	第３	2	（５）	－	－	基本協定書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）を公表する。	基本協定書（案）、設計委託契約書（案）、解体工事請負契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）を公表する
35	実施方針	11⇒12	第３	3	（１）	ア	－	本事業の設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業の構成員又は協力企業	本事業の設計企業、解体企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業の構成員又は協力企業

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
36	実施方針	11⇒12	第３	３	（２）	ウ	－	本事業を実施することと選定された応募者は、仮契約締結までに本事業を実施する株式会社としてＳＰＣを熊谷市内に設立すること。	本事業を実施することと選定された応募者は、基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持管理・運営委託契約の本契約締結及び建設工事請負契約の仮契約締結までに本事業の維持管理運営業務を行う株式会社としてＳＰＣを熊谷市内に設立すること。
37	実施方針	11⇒12	第３	３	（１）	ケ	－	構成員及び協力企業には…	構成員又は協力企業には…
38	実施方針	11⇒12	第３	３	（２）	イ	－	設計、建設、維持管理及び運営の各業務	設計、解体、建設、維持管理及び運営の各業務
39	実施方針	11⇒13	第３	３	（２）	イ	（ア）	ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事等の入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）…	ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）…
40	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）	【新規】	解体業務に当たる者の参加資格要件を定義。(詳細は該当箇所参照)
41	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒(ウ)	建設業務に当たる者は構成員とし、次のａ～ｄの要件を満たすこと。	建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、次のａ～ｅの要件を満たすこと。
42	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒(ウ)	そのうちの１者はａ～ｄの要件を満たし、他の者はａ、ｂを満たすこと。	そのうちの１者はａ～ｄの要件を満たし、１者はａ～ｃ、ｅの要件を満たし、他の者はａ、ｂを満たすこと。
43	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒(ウ)	ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事等の入札参加資格者名簿（建設工事）…	ｂ　令和３・４年度熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）…
44	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒(ウ)	ｃ　令和３・４年度熊谷市建設工事等の入札参加資格者名簿（建設工事）…	ｃ　令和３・４年度熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）…
45	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒(ウ)	ｄ　平成 24 年 4 月（中略）当該公共企業体	ｄ　平成 24 年 4 月（中略）当該共同企業体

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
46	実施方針	12⇒13	第３	３	（２）	イ	（イ）⇒（ウ）	【新規】	ｅ 令和３・４年度熊谷市建設工事等 競争入札参加者資格者名簿において市内本店で登録されていること。
47	実施方針	13⇒14	第３	３	（２）	イ	（カ）⇒（キ）	（ア）から（オ）までの業務に当たらない者が参加する場合は…	（ア）から（カ）までの業務に当たらない者が参加する場合は…
48	実施方針	13⇒14	第３	３	（２）	イ	（カ）⇒（キ）	ａ 令和３・４年度熊谷市建設工事等の入札参加資格者名簿…	ａ 令和３・４年度熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿…
49	実施方針	14⇒15	第３	３	（３）	ク	－	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
50	実施方針	15⇒16	第３	３	（４）	イ	－	特定事業契約締結日の前日までの間に参加資格を喪失した場合	特定事業契約（建設工事請負契約を除く）締結日の前日までの間に参加資格を喪失した場合
51	実施方針	17⇒18	第４	１	－	－	－	本施設の設計、建設、維持管理及び運営等	本施設の設計、解体、建設、維持管理及び運営等
52	実施方針	17⇒18	第４	３	－	－	－	本施設の設計、建設、運営及び維持管理について	本施設の設計、解体、建設、運営及び維持管理について
53	実施方針	18⇒19	第５	１	－	－	洪水ハザードマップ	浸水深さ 1.0m～2.0m 未満	浸水深さ 0.5m～3.0m 未満
54	実施方針	19⇒20	第５	２	－	－	（仮称）新石原児童クラブ	児童クラブ室	保育室
55	実施方針	19⇒20	第５	２	－	－	－	別掲のとおり	別掲のとおり
56	実施方針	19⇒20	第５	２	－	－	駐車場	約 200 台	約 190 台

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
57	実施方針	21⇒22	第７	３	（１）	－	－	設計・建設期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、	設計期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、
58	実施方針	21⇒22	第７	３	（２）	－	－	【新規】	解体・造成期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、解体工事請負契約を解除することができる。
59	実施方針	21⇒22	第７	３	（３）	－	－	【新規】	建設期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。
60	実施方針	23⇒24	第９	１	－	－	－	また、特定事業契約に関する議案については、令和４年 12 月市議会定例会に提出する予定である。	また、建設工事請負契約に関する議案については、令和６年６月市議会定例会に提出する予定である。
61	実施方針	23⇒24	第９	４	－	－	－	熊谷市福祉部こども課　　担当：新島	熊谷市福祉部こども課　　担当：新島、五十嵐
62	実施方針	24⇒25	別 紙１		－	－	－	旧事業スキーム図を掲載	新事業スキーム図を掲載
63	要求水準書（案）	資料一覧					資料４	既設目隠しフェンス図面	既設フェンス図面
64	要求水準書（案）	１⇒１	第１	１	－	－	－	熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり…	熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、…
65	要求水準書（案）	１⇒１	第１	２	－	－	－	事業の実施に当たっては、設計・建設、維持管理について、…	事業の実施に当たっては、施設整備、維持管理・運営について、…

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
66	要求水準書（案）	2⇒2	第１	4	－	－	本事業	「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業」をいう。	【削除】
67	要求水準書（案）	2⇒2	第１	4	－	－	既存施設	【新規】	解体建物等、既存外周フェンス等及び既存樹木の総称をいう。
68	要求水準書（案）	2⇒2	第１		－	－	設計JV	【新規】	本施設の設計を行う者による共同企業体をいう。設計を行う者が１者の場合は設計企業と読み替える。
69	要求水準書（案）	2⇒2	第１		－	－	解体JV	【新規】	既存施設の解体及び造成を行う者による共同企業体をいう。解体及び造成を行う者が１者の場合は解体企業と読み替える。
70	要求水準書（案）	2⇒2	第１		－	－	建設JV	本施設の設計を行う者と建設を行う者による共同企業体をいう。設計を行う者と建設を行う者が同一企業の場合を含む。	本施設の建設を行う者による共同企業体をいう。建設を行う者が１者の場合は建設企業と読み替える。
71	要求水準書（案）	2⇒2	第１		－	－	設計委託契約	【新規】	本事業の設計の実施のために、基本契約に基づき、市と設計ＪＶが締結する契約をいう。
72	要求水準書（案）	2⇒3	第１		－	－	解体工事請負契約	【新規】	本事業の解体及び造成の実施のために、基本契約に基づき、市と解体ＪＶが締結する契約をいう。
73	要求水準書（案）	2⇒3	第１		－	－	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために市と建設ＪＶが締結する契約をいう。	本事業の建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設ＪＶが締結する契約をいう。
74	要求水準書（案）	2⇒3	第１		－	－	特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、及び維持管理運営委託契約をいう。	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の総称をいう。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
75	要求水準書（案）	４⇒５	第１	５	（１）	ア	（イ）	【新規】	解体・撤去工事業務（造成工事含む）
76	要求水準書（案）	５⇒６	第１	５	（２）	－	－	設計・建設期間	設計及び解体期間
77	要求水準書（案）	５⇒６	第１	５	（２）	－	－	【新規】	建設期間：令和６年６月～令和７年 12 月
78	要求水準書（案）	５⇒６	第１	５	（２）	－	－	【新規】	※建設工事業務のうち、計画通知を要する施設を除く外構工事業務は、事業者の提案に基づき開業準備に支障のない範囲で業務期間を令和８年３月までとすることも可とする。
79	要求水準書（案）	５⇒６	第１	５	（４）	－	－	熊谷市指定管理者制度導入ガイドラインに基づき	施設の設置及びその管理に関して定めた条例に基づき
80	要求水準書（案）	６⇒７	第１	７	（１）	－	－	【新規】	麻薬及び向精神薬取締法
81	要求水準書（案）	７⇒８	第１	７	（２）	－	－	埼玉県温暖化防止対策推進条例	埼玉県地球温暖化対策推進条例
82	要求水準書（案）	８⇒９	第１	７	（４）	－	－	第２次熊谷市地球温暖化対策実行計画	第４次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
83	要求水準書（案）	９⇒10	第１	９	（３）	－	－	設計・建設を担う建設ＪＶと維持管理・運営を担うＳＰＣは、本事業が設計・建設と維持管理・運営が一体であることを理解し、連携し業務を遂行すること。	設計を担う設計ＪＶ、解体・造成を担う解体ＪＶ、建設を担う建設ＪＶと維持管理・運営を担うＳＰＣは、本事業が設計、解体・造成、建設及び維持管理・運営が一体であることを理解し、連携して業務を遂行すること。 また、各業務の現場責任者及び主任技術者等は、認識を共有し、連絡・調整を行うこと。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
84	要求水準書（案）	11⇒12	第２	１	（１）	イ	③	【新規】	災害時に帰宅困難者が発生した場合は、施設を市職員に引き継ぐまでの間(最大１日程度を想定)、運営施設における初動対応を実施すること。なお、災害時の対応における人件費、施設管理経費等については、市と事業者との協議により、市が負担すべき経費を決定するものとする。
85	要求水準書（案）	12⇒13	第２	１	（１）	エ	②	断熱や気密性の向上	外壁や屋根の断熱やサッシ等の気密性の向上、
86	要求水準書（案）	15⇒16	第２	２	（２）	ア	洪水ハザードマップ	浸水深さ 1.0m～2.0m 未満	浸水深さ 0.5m～3.0m 未満
87	要求水準書（案）	15⇒16	第２	２	（２）	ア	既存外周フェンス等	資料４「既設目隠しフェンス図面」	資料４「既設フェンス図面」
88	要求水準書（案）	15⇒16	第２	２	（２）	ア	隣接敷地における市の事業	この事業の詳細は事業者選定に係る募集要項公表時に公表予定である。	この事業の詳細は【資料 15「隣接地における事業について」】を参照すること。
89	要求水準書（案）	15⇒16	第２	２	（２）	ア	西側道路	【新規】	西側道路の一部（石原小学校側）は、その拡張に当たり令和４年度から設計を開始し、令和６年４月末までに工事完了を予定している。【資料６「西側市道拡幅関連資料」】参照。
90	要求水準書（案）	16⇒17	第２	２	（３）	ア	①	乳幼児ルーム	乳幼児室
91	要求水準書（案）	16⇒17	第２	２	（３）	ア	⑤	診療室	診察室

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
92	要求水準書（案）	16⇒17	第２	２	（３）	イ	①	駐車場 全体駐車場：約160台 保育所駐車場：約40台 合計：約200台	駐車場 全体駐車場：約155台 保育所駐車場：約35台 合計：約190台
93	要求水準書（案）	17⇒18	第２	２	（４）	―	配置模式図	【新規】	ドライブスルー診療に係る図を追加
94	要求水準書（案）	17⇒18	第２	２	（４）	ア	（ウ）	～できる計画とすること。	～できる計画とすること。また、ドライブスルー診療に対応した計画とすること。
95	要求水準書（案）	17⇒18	第２	２	（４）	イ	（イ）	なお、（仮称）保健センターと休日・夜間急患診療所は、平日日中に毎日職員の往来があるため、出入口の位置を考慮した計画とすること。	また、感染症対策として、他の施設とはしかるべき距離を設け、建築基準法上１棟の建物とすること。
96	要求水準書（案）	18⇒19	第２	２	（４）	イ	（ウ）	（仮称）中央保育所及び休日・夜間急患診療所は、敷地の東側に配置すること	（仮称）中央保育所は敷地の南東側、休日・夜間急患診療所は敷地の北東側に配置すること
97	要求水準書（案）	21・23⇒22・24	第２	３	（１）	エ	①・②	調理室、調理倉庫	調理室、調理室倉庫
98	要求水準書（案）	22⇒23	第２	３	（１）	エ	①	トイレ、屋外用トイレ	トイレ
99	要求水準書（案）	22⇒23	第２	３	（１）	エ	①	【新規】	屋外用トイレ、屋外倉庫
100	要求水準書（案）	22⇒23	第２	３	（１）	エ	②エントランスホール	市は、本市の養蚕業に関する展示を行う予定である。壁面に当該展示が行えるスペース（横５ｍ×高さ２ｍ程度）を用意すること。 パネルの作成に当たっては、市に事前に掲載内容を確認すること。	市は､本市の養蚕業に関する展示を行う予定である。壁面に当該展示が行えるスペース（横５ｍ×高さ２ｍ程度）を用意すること。また、市に事前に掲載内容を確認すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
101	要求水準書（案）	23⇒24	第２	３	（１）	エ	②子育て広場	乳幼児室と一体で自由に利用できる構造とすること。	乳幼児室と隣接する位置に設け、可動間仕切り等により一体利用が可能な構造とすること。
102	要求水準書（案）	23⇒24	第２	３	（１）	エ	②託児室	離乳食教室開催時等において、最大で乳幼児 12 人を保育士４人が保育を行う。	離乳食教室開催時等において、最大で乳幼児 12 人に対して保育士等６人が保育を行う。
103	要求水準書（案）	24⇒25	第２	３	（１）	エ	②軽体育室	クライミングウォール機能を設ける。設置場所はプレイルーム内も可とし、設置は 事業者の提案に委ねるものとする。	クライミングウォール機能を設けること 。設置場所はプレイルーム内も可とし、設置場所は 事業者の提案に委ねるものとする。
104	要求水準書（案）	25⇒26	第２	３	（１）	エ	②	販売コーナー	飲食販売コーナー
105	要求水準書（案）	29⇒30	第２	３	（３）	ア	（イ）	乳児の健康診査、保健指導、育児や発育・発達に関する相談	乳幼児の健康診査、保健指導、発育・発達に関する育児相談
106	要求水準書（案）	29⇒30	第２	３	（３）	イ	（ウ）	【新規】	災害が長期化した場合には、指定避難所に代わり初期救急の医療救護所となる。
107	要求水準書（案）	30⇒31	第２	３	（３）	エ	①小会議室	規模：40 ㎡	規模：３室計 120 ㎡
108	要求水準書（案）	30⇒31	第２	３	（３）	エ	①通用口	【新規】	規模：適宜
109	要求水準書（案）	31⇒32	第２	３	（３）	エ	②多目的室	乳幼児も利用するため、取り換え可能なジョイントマット（１m角２㎝厚程度）を半面程度敷設すること。	乳幼児も利用するため、取り換え可能なジョイントマット（１m角２㎝厚程度）を半面程度敷設可能とすること。
110	要求水準書（案）	32⇒33	第２	３	（３）	エ	②体位測定室	乳児健診を行うために必要な設備を設けること。	乳幼児相談事業が実施可能な電気・給排水設備を設けること。
111	要求水準書（案）	32⇒33	第２	３	（３）	エ	②着衣コーナー	乳幼児健診時の脱着衣のためのベビーベッド 15 台（造り付けも可）を配置すること。	乳幼児相談事業実施時の脱着衣のためのおむつ交換台 15 台（作り付けも可）を配置すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	修正前	修正後
112	要求水準書（案）	32⇒33	第2	3	（3）	エ	②トイレ	乳幼児トイレ、多機能トイレ、男女別トイレを設け、ベビーカー利用者に配慮した計画とすること。	乳幼児トイレ、多機能トイレ、男女別トイレを設け、ベビーカー（双子用含む） 利用者に配慮した計画とすること。
113	要求水準書（案）	32⇒33	第2	3	（3）	エ	②更衣室	従事者が利用する50人分の男女別ロッカーを設置する規模とする。なお、男女比率は別途協議すること。 更衣ブースを2か所以上設けること。	従事者が利用する 50 人分の男女別に更衣室を設けロッカーを設置する規模とする。なお、男女比率は別途協議すること。
114	要求水準書（案）	33⇒34	第2	3	（3）	エ	②洗濯室	各種教室で使用する布類を洗濯するため洗濯機2台が設置できる規模とし、防水パンを設けること。	各種教室で使用する布類を洗濯するため洗濯機1台が設置できる規模とし、防水パンを設けること。
115	要求水準書（案）	33⇒34	第2	3	（3）	エ	②洗濯室	天井から吊り下げ式の物干し竿を設置すること。	【削除】
116	要求水準書（案）	33⇒34	第2	3	（3）	エ	②倉庫	【新規】	必要な備品を保管する倉庫を整備すること。
117	要求水準書（案）	33⇒34	第2	3	（3）	エ	※1	【新規】	（仮称）こどもセンターと一体で整備する場合は、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化を図ること。
118	要求水準書（案）	34⇒35	第2	3	（4）	イ	（エ）	玄関（エントランスホール）	エントランス
119	要求水準書（案）	34⇒35	第2	3	（4）	ウ	（イ）	敷地の東側に配置すること	敷地の南東側に配置すること
120	要求水準書（案）	34⇒35	第2	3	（4）	ウ	（エ）	【新規】	将来、マイクロバスでの入所児童の送迎も想定されるため、保育所前にマイクロバスの駐車スペース（1台分）を設置すること。また、駐車場出入口の開口部は十分な幅員を確保すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
121	要求水準書（案）	34⇒35	第２	３	（４）	ウ	（オ）	【新規】	上記マイクロバスの駐車スペースは、荒天時の障害児保育の送迎及び保育所入口までの移動、緊急車両の駐停車に配慮した構造とし、庇を設けること。
122	要求水準書（案）	35⇒37	第２	３	（４）	オ	①	医務室	医務室１・２
123	要求水準書（案）	35⇒37	第２	３	（４）	オ	①調理員用トイレ	【新規】	規模：適宜
124	要求水準書（案）	35⇒37	第２	３	（４）	オ	①園庭用倉庫	【新規】	規模：適宜
125	要求水準書（案）	37⇒39	第２	３	（４）	オ	②更衣室	約50人分の男女別ロッカー	約60人分の男女別ロッカー
126	要求水準書（案）	38⇒40	第２	３	（４）	オ	※1	【新規】	エントランス及び遊戯室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化を図ること。
127	要求水準書（案）	39⇒41	第２	３	（５）	ウ	（イ）	【新規】	敷地の北東側に配置すること。
128	要求水準書（案）	39⇒41	第２	３	（５）	ウ	（ウ）⇒（エ）	また、感染症疑いの方の駐車場を隔離診察室の前に設けること。	また、感染症疑いの方の駐車場は、隔離診察室の前に屋根付き駐車場を設け、ドライブスルー診療ができるようにすること。（【資料12「ドライブスルー診療の考え方について」を参照。】）
129	要求水準書（案）	39⇒41	第２	３	（５）	ウ	（オ）	【新規】	診療所内の動線を明確にし、受付・診療・会計・処方箋等の授受がスムーズに行えるよう諸室を配置し、適切な案内表示を設けること。また、診療所内で患者同士が交わる機会が最小限となるよう、配慮すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
130	要求水準書（案）	39⇒41	第２	３	（５）	ウ	（カ）	【新規】	診療所の出入口及び駐車スペース付近は、車両の進入に適した舗装仕様とすること。
131	要求水準書（案）	39⇒41	第２	３	（５）	ウ	（キ）	【新規】	駐車場からエントランスへの動線には、必要に応じて車いす用のスロープを設置すること。
132	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	①	トイレ	職員用トイレ
133	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	①通用口	【新規】	規模：適宜
134	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②ｴﾝﾄﾗﾝｽ	【新規】	車いすが入れるようスロープを設けること。
135	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②待合室	一般外来患者が 15 人程度座れる	一般外来患者が 30 人程度座れる
136	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②診察室	【新規】	診察室１と２は、診療内容が漏れないようプライバシーに配慮した計画とすること。
137	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②診察室	各室に自動水栓とレバー水栓の手洗い場（水・湯）など必要な設備を設けること 。	レバー水栓の手洗い場（水・湯）と汚物用流しを設け、診察室１・２で共用できる計画とする。
138	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②診察室	診察室内に汚物用流しを設けること。	【削除】
139	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②処置室	ベッド２台、ネブライザー２台、オートクレーブ、点滴台、換気扇、心電図を設置できる規模とすること。	ベッド２台、ネブライザー２台、オートクレーブ、点滴台、心電図を設置できる規模とすること。
140	要求水準書（案）	40⇒43	第２	３	（５）	エ	②処置室	【新規】	ネブライザーの排気を処理できる換気設備を設けること。
141	要求水準書（案）	40⇒42	第２	３	（５）	エ	②処置室	自動水栓の手洗い場（水・湯）とスタッフ用手洗い器を設けること。	レバー水栓の手洗い場（水・湯）と自動水栓のスタッフ用手洗い器を設けること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	修正前	修正後
142	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②隔離診察室	【新規】	隔離診察室へは、清潔・不潔を区切った前室を設けること。
143	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②隔離診察室	各室に患者用の自動水栓の手洗い場（水）、トイレを設けること。	【削除】
144	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②隔離診察室	【新規】	診察室内の廊下側の出入口に、防護服等を着脱するスペースを設けること。
145	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②隔離診察室	感染症対策に沿った空調設備及び換気設備（医療用空気清浄機等）を設けること。	感染症対策に配慮した独立空調設備及び換気設備を設けること。
146	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②来院者ﾄｲﾚ1	【新規】	多機能トイレは、オストメイト対応とすること。
147	要求水準書（案）	40⇒43	第2	3	（5）	エ	②来院者ﾄｲﾚ2	【新規】	ドライブスルー診療の利用者用に、直接屋外から利用できる多機能トイレを1か所設けること。
148	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②受付・事務室	ロッカー（500×500×500程度の汎用的なもの）2人分を設けること　。	ロッカー（500×500×500 程度の汎用的なもの）3人分を設けること 。
149	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②受付・事務室	隔離診療室利用者への会計、薬の受渡し等は、職員が駐車場に出向いて行うことを想定している。	外部からアクセスできるドライブスルー受付を設け、受付・会計・薬の受け渡しを行うことを想定している。
150	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②調剤室	【新規】	手洗い場を設けること。（水） 採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つこと。 分包機の動作音を吸音する構造とすること。
151	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②医師･薬剤師控室	仮眠できるよう長ソファのほか、	【削除】
152	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②更衣室	約10人分のロッカーを設置し、	約10人分のロッカーが設置できる規模とし、
153	要求水準書（案）	41⇒43	第2	3	（5）	エ	②職員用トイレ	1箇所設けること。（男女共用で可）	男女別に設けること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
154	要求水準書（案）	41⇒44	第２	３	（５）	エ	②通用口	【新規】	外来利用者と交差せずに利用できる位置に設けること。 荷物搬出入のため段差がないよう設置すること。
155	要求水準書（案）	41⇒44	第２	３	（５）	エ	②廊下等	【新規】	利用者特性を考慮して適宜計画すること。
156	要求水準書（案）	42⇒44	第２	４	（２）	イ	-	地質調査	地盤調査
157	要求水準書（案）	44⇒46	第２	５	（２）	オ	（イ）	電話機は通話内容の録音機能、不在時のメッセージ応答機能を有すること。	電話機は通話内容の録音機能、不在時のメッセージ応答及びナンバーディスプレイ機能を有すること。
158	要求水準書（案）	44⇒46	第２	５	（２）	カ	（キ）	【新規】	（仮称）保健センターの大会議室の室内放送設備は各種講座や会議等での使用を想定し、音響効果やスピーカーの配置に配慮すること。
159	要求水準書（案）	45⇒47	第２	５	（２）	ク	（エ）	【新規】	（仮称）こどもセンターについて、【資料８「設備リスト」】に指定する諸室に防犯カメラを設置すること。
160	要求水準書（案）	46⇒48	第２	６	（２）	ア	（エ）	休日・夜間急患診療所の隔離診察室１・２は感染症を考慮した空調設備を設けること。	休日・夜間急患診療所の隔離診察室１・２及び処置室は感染症を考慮した空調設備を設けること。
161	要求水準書（案）	46⇒48	第２	６	（２）	イ	（ウ）	休日・夜間急患診療所の隔離診察室１・２は感染症を考慮した換気設備を設けること。	休日・夜間急患診療所の隔離診察室１・２及び処置室は感染症を考慮した換気設備を設けること。
162	要求水準書（案）	48⇒51	第２	７	（１）	ア	（ウ）	資料４「既設目隠しフェンス図面」	資料４「既設フェンス図面」
163	要求水準書（案）	48⇒51	第２	７	（１）	ア	（ウ）	同等の性能を有する仕様	同等の性能（経年劣化による性能低下は含まない）を有する仕様
164	要求水準書（案）	49⇒52	第２	７	（１）	イ	（ウ）	【新規】	なお、バス停は市が設置するものとする。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	修正前	修正後
165	要求水準書（案）	49⇒52	第２	7	（１）	エ	（ア）	200台	190台
166	要求水準書（案）	50⇒52	第２	7	（１）	エ	（イ）	（仮称）こどもセンター、（仮称）新石原児童クラブ、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の利用者を想定した駐車場150台程度、公用車用10台程度とし、（仮称）中央保育所の利用者を想定した駐車場を 40台程度で構成すること。	（仮称）こどもセンター、（仮称）新石原児童クラブ、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の利用者を想定した駐車場を145台程度、公用車用10台程度とし、（仮称）中央保育所の利用者を想定した駐車場を35台程度で構成すること。
167	要求水準書（案）	50⇒52	第２	7	（１）	エ	（エ）	（ア）～（ケ）のうち、（エ）が重複	（ア）～（ス） （項目を３つ新規し、関連ごとに順番を整理しています。）
168	要求水準書（案）	50⇒53	第２	7	（１）	エ	（ク）	【新規】	将来、マイクロバスでの入所児童の送迎も想定されるため、保育所前にマイクロバスの駐車スペース（１台分）を設置すること。また、駐車場出入口の開口部は十分な幅員を確保すること。
169	要求水準書（案）	50⇒53	第２	7	（１）	エ	（ケ）	【新規】	上記マイクロバスの駐車スペースは、荒天時の障害児保育の送迎及び保育所入口までの移動、緊急車両の駐停車に配慮した構造とし、庇を設けること。
170	要求水準書（案）	50⇒53	第２	7	（１）	エ	（コ）	【新規】	休日・夜間急患診療所の隔離診察室前に縦列で屋根付き駐車場を２台整備し、ドライブスルー診療ができる計画とすること。
171	要求水準書（案）	50⇒53	第２	7	（１）	カ	（ウ）	駐車場として利用していないときはバスケットコートとして利用できるようバスケットゴールを設置すること。バスケットコートとして利用している際にボールや利用者が車路に出ない計画とすること。	駐車場として利用しないときに、バスケットなど舗装広場の特性を生かした遊びに供する場所として利用できる計画とすること。計画に当たっては、ボールや利用者が車路に出ないよう計画すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
172	要求水準書（案）	52⇒55	第２	９	（１）	イ		（仮称）保健センター及び休日・夜間急患診療所で使用する、机・椅子・ロッカー・棚等汎用的な什器は、事業者が調達・設置する。	（仮称）保健センター及び休日・夜間急患診療所で使用する、机・椅子・ロッカー・棚等汎用的な什器のうち、【資料９「備品リスト」】で指定する什器は、事業者が調達・設置する。
173	要求水準書（案）	52⇒55	第２	９	（１）	エ		造り付け家具を除き、（仮称）中央保育所で使用する備品については、市が調達・設置する。	造り付け家具と下足入れ、子ども用ロッカーを除き、（仮称）中央保育所で使用する備品については、市が調達・設置する。
174	要求水準書（案）	53⇒56	第３	１	（２）	イ		【新規】	イ　解体・撤去等工事業務（造成工事含む）
175	要求水準書（案）	53⇒56	第３	１	（４）			設計・建設期間：令和５（2023）年１月～令和７（2025）年 12 月 施設整備業務期間については、事業者の提案に基づき実施するものとする。	設計及び解体期間：令和５年１月～令和７年 12 月 建設期間：令和６ 年６月～令和７年 12 月 建設工事業務のうち、計画通知を要する施設を除く外構工事業務は、事業者の提案に基づき開業準備に支障のない範囲で業務期間を令和８年３月までとすることも可とする。
176	要求水準書（案）	53⇒56	第３	１	（５）			【新規】	事業者は施設整備業務期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は「解体工事請負契約書（案）」「建設工事請負契約書（案）」を参照すること。
177	要求水準書（案）	54⇒58	第３	２	（３）	イ	（ア）	建築確認申請等は市又は指定確認審査機関いずれへの申請も可とする。	建築確認申請は計画通知とすること。
178	要求水準書（案）	55⇒59	第３	２	（４）	キ	-	【新規】	市が運営する施設（（仮称）保健センター、（仮称）中央保育所、休日・夜間急患診療所）の設計に当たっては、基本設計検討時に運営者から意見聴取を行い、市と協議して必要に応じて設計内容に反映すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
179	要求水準書（案）	56⇒59	第３	３	-	-	-	【新規】	解体・撤去等工事業務（造成工事含む）に関する項目を追加（詳細は該当箇所参照。）
180	要求水準書（案）	56⇒59	第３	３	（２）	―	―	業務期間に関する項目	【削除】
181	要求水準書（案）	56⇒61	第３	３⇒４	（３）	ア		工事監理者を定める。	工事管理者を定め、解体・撤去等工事期間を含めて業務を委託する。
182	要求水準書（案）	56⇒61	第３	３⇒４	（５）⇒（４）	イ		総合施工計画書	総合施工計画書及び工事種別施工計画書
183	要求水準書（案）	56⇒61	第３	３⇒４	（５）⇒（４）	イ		【新規】	施工体制台帳
184	要求水準書（案）	57⇒62	第３	３⇒４	（７）⇒（５）	イ		建築期間中には次の書類を工事監理者の承諾の上、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。	建築期間中には次の書類を工事監理者の承諾の上、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。また、提出した各種計画書及び台帳に変更が生じた場合は、速やかに修正内容を報告すること。
185	要求水準書（案）	57⇒62	第３	３⇒４	（７）⇒（５）	イ		主要工事施工計画書	工種別施工計画書
186	要求水準書（案）	59⇒64	第３	５⇒６	（１）	ウ	（ア）	～完成検査を実施するものとする。	～完成検査を実施するものとする。なお、建設工事業務のうち、施設建設工事と外構工事の引き渡し時期をずらして設定する場合は、それぞれの完成時に検査を行う。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
187	要求水準書（案）	61⇒66	第４	１	（５）	ア	開館式典実施計画書	供用開始日の２か月前	供用開始日の４か月前
188	要求水準書（案）	61⇒66	第４	１	（６）		保険	事業者は、開業準備期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。詳細は、「基本契約書（案）」を参照すること。	事業者は、開業準備期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は、「維持管理・運営委託契約書（案）」を参照すること。
189	要求水準書（案）	63⇒67	第４	５	（１）	イ	-ー	市長、市議会、市職員	市長、市議会議員、市職員
190	要求水準書（案）	71⇒76	第５	５	（２）	イ	（ウ）	砂場等を設置する場合は、定期的に消毒を行うこと。	砂場等を設置する場合は、定期的に消毒等を行い、適切に衛生管理を行うこと。
191	要求水準書（案）	72⇒78	第５	６	（３）	ア	（ス）	【新規】	事業者は、防犯カメラによる本施設の監視及びカメラのコントロールを一元管理すること。
192	要求水準書（案）	74⇒79	第５	７				【新規】	親水設備を設ける場合は、以下の基準に準じて整備すること。
193	要求水準書（案）	76⇒81	第５	10	（２）	ア		「長期修繕計画書」を作成し、本施設の供用開始日までに、市の承諾を得ること。	「長期修繕計画書」を作成し、供用開始日の１か月前までに市に提出すること。また、本施設の供用開始日までに、市の承諾を得ること。
194	要求水準書（案）	79⇒84	第６	１	（５）	エ	ー	「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けること。	「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」等に基づく地域子育て支援拠点事業所の運営に係る補助金の交付を受けること。
195	要求水準書（案）	82⇒87	第６	１	（10）		保険	事業者は、運営・維持管理期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。詳細は、「基本契約書（案）」を参照すること。	事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は、「維持管理・運営委託契約書（案）」を参照すること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
196	要求水準書（案）	88⇒92	第６	４	（１）	―	―	（仮称）こどもセンターの備考欄 各諸室の備考欄 【新規】	自主事業の使用に関する記載を新規（詳細は該当箇所参照。）
197	要求水準書（案）	91⇒95	第６	６	（１）	イ	（ア）	【新規】	概ね３歳未満の乳幼児及びその保護者を対象に、交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を行うこと。
198	要求水準書（案）	91⇒95	第６	６	（１）	イ	（オ）	【新規】	地域子育て支援拠点事業は、補助金収入の範囲内で実施すること【資料 13「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」を参照。】)。
199	要求水準書（案）	91⇒96	第６	６	（２）	イ	（ア）	児童の栄養面に配慮し、補食としてのおやつを提供することができるものとする。	児童の栄養面に配慮し、補食としてのおやつを提供すること。
200	要求水準書（案）	91⇒96	第６	６	（１）	イ	（エ）	おやつの提供に際しては、実費として、おやつ代を徴収することができるものとする。	おやつの提供に際しては、実費として、おやつ代を徴収すること。
201	要求水準書（案）	93⇒98	第６	７	（３）	ア	-	自主事業を行うことが可能な場所は、（仮称）こどもセンター内における「子育て広場」「軽体育室」「音楽室」「集会室・多目的室」「調理室」「工作室」「集会室」とする。	自主事業を行うことが可能な場所は、（仮称）こどもセンター内における「子育て広場」「軽体育室」「音楽室」「集会室」「多目的室」「調理室」「工作室」及び屋外空間（常設の駐車場を除く）とする。

【別掲】正誤表 No.55（実施方針 P19⇒P20　整備施設概要【屋内機能】）に関する修正）

【修正前】

（仮称）保健センター	健康づくり課	防災用備品倉庫　他
	保健センター	相談室、多目的室、多目的室用機材室、歯科相談室、ワクチン保管室、体位測定室　他
	共通	ホール、事務室、大会議室、小会議室、授乳室、更衣室（シャワー付）、休憩室、 倉庫、書庫　他

【修正後】

（仮称）保健センター	事務室、相談室、多目的室、大会議室、小会議室、体位測定室、歯科相談室、合同倉庫、防災用備品倉庫、更衣室、シャワー室、洗濯室、倉庫　他